

「月刊経理ウーマン」2022年1月号には こんな記事が掲載されています！

皆さん、こんにちは。編集長の天野恵実子です。今回のDMをご覧いただきありがとうございます。本誌「月刊経理ウーマン」の創刊は今から25年前の1996年4月のことです。当時私は別な出版社で経理・税務の雑誌を編集していたのですが、「経理や税金の記事は難しいなあ…」「もう少しビギナー経理でも理解できるようにやさしく解説できないのかなあ…」と常々疑問に思っていました。そこで**「税務や社会保険についてビギナーの経理・税務・総務担当の方でも理解できるよう、できるだけ分かりやすく解説することをコンセプトに創刊されたのが「月刊経理ウーマン」なのです。**創刊当時は、難しい専門的な知識を分かりやすく執筆いただける税理士・社会保険労務士・弁護士の先生方を必死に探したものです。そして創刊からあつという間に25年が過ぎましたが、おかげさまで現在、全国4万人の経理総務ご担当者にご愛読をいただいています。



さて、その「月刊経理ウーマン」2022年1月号の特集企画では、**「消費税『インボイス制度』の疑問にまるごと答えるQ&A」**を掲載しています。皆さんもご存じのとおり令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度」が導入されます。インボイス（適格請求書）を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られますが、そのための登録申請の受付はすでに2021年10月からスタートしています。なにぶんわが国で初めて導入される制度だけに、経理実務の担当者にとっても不安なことや疑問に感じることは多いのではないのでしょうか。**2022年1月号の特集では、インボイスと現行の「区分記載請求書」との違いから経理事務への影響、そして事前の対応までをQ&Aで分かりやすく解説しています。ぜひ参考にしてください！**

特集

適格請求書発行事業者の登録申請はお済みですか？ いよいよ令和5年10月1日からスタート！

消費税「インボイス制度」の疑問に まるごと答えるQ&A

消費税でいうインボイスとは、正式には「適格請求書」といわれ、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

売手である登録事業者は、交付したインボイスの写しを保存しておく、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。**2022年1月号の特集ではこの「インボイス制度」についてQ&A形式でどこよりも分かりやすくレクチャーしています。**



- Q 適格請求書発行事業者とは、どのような事業者をいうのですか？
- Q 適格請求書発行事業者の登録を受けずにインボイスを発行できますか？
- Q 適格請求書発行事業者ではない者がインボイスを発行して交付をした場合、自社や取引の相手方にどのような影響が生じますか？
- Q インボイス制度の開始にあたって、免税事業者が検討することはありますか？
- Q 適格請求書発行事業者の登録が不要なケースがあるとすれば、どのようなケースでしょうか？
- Q 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるとした場合、どのような影響が考えられるでしょうか？
- Q 免税事業者が免税事業者で居続ける場合にもたらされる影響を教えてください。
- Q 自社の適格請求書発行事業者への登録に向けた流れはどうなりますか？
- Q 登録申請以外に「インボイス制度」導入までに準備しておくことはありますか？
- Q 適格請求書発行事業者の登録を受けたのち、取引先への通知や照会はしたほうがよいでしょうか？
- Q 仕入先・外注先等の支払先が、適格請求書発行事業者の登録を受けているかの事前の確認（買手側での確認）は、どのようにして行なえばよいでしょうか？
- Q 「適格請求書」とされるための様式について教えてください。
- Q 電子取引データにより適格請求書等の交付をしたり、交付を受けたりすることは可能でしょうか？
- Q 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受け際に関係する、経過措置や特例措置があれば教えてください。
- Q 「インボイス制度」が導入された後も「簡易課税」制度は存続するのですか？
- Q 「インボイス制度」に関連して、経理担当者以外の従業員等に周知しておくことはありますか？